第十条第一号中「法第十二条第一号ロに規定する」を「法律によつて組織された」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第二十八条の二第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間に係る被保険者の種別）

第十条の二　法附則第二十八条の二第一項の規定により法による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなされた期間は、第一号厚生年金被保険者期間とみなされたものとする。

第十三条中「附則第二十九条第七項の規定により」を「附則第二十九条第八項において」に改め、同条の表第九十一条の二の項中「前二条」を「第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条」に改め、同表第九十一条の三の項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第十四条中「附則第二十九条第八項の規定により」を「附則第二十九条第九項において」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第九十八条第四項」を加え、「同項」を「法第四十一条第一項」に、「脱退一時金」を「脱退一時金」と、法第九十八条第四項中「受給権者が」とあるのは「受給権者（第一号厚生年金被保険者期間に基づく脱退一時金の受給権者に限る。以下この項において同じ。）が」に改め、本則に次の二条を加える。

（脱退一時金の支給に関する事務の特例）

第十五条　法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱退一時金の請求をする場合には、法附則第二十九条第九項において準用する法第二条の五の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、同条第九項において準用する法第二条の五第一項第一号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等に関する読替え等）

第十六条　法附則第三十条の規定により二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、法附則第二十九条第三項及び第四項の規定の例により脱退一時金の額を計算する場合には、同条第三項中「被保険者であつた期間」とあるのは「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間（以下この項及び次項において「合算被保険者期間」という。）」と、「（被保険者期間」とあるのは「（一の期間に係る被保険者期間」と、「とする」とあるのは「に当該一の期間に係る被保険者期間の月数を合算被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を合算して得た額とする」と、同条第四項中「喪失した日」とあるのは「喪失した日（各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者の種別ごとの、最後に当該被保険者の種別に係る被保険者の資格を喪失した日のうち最も遅い日をいう。）」と、「被保険者期間」とあるのは「合算被保険者期間」とする。

2　法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、前項の規定により読み替えられた同条第四項に規定する最終月に係る被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

3　法附則第三十条の規定により適用する法附則第二十九条第一項の規定により脱退一時金の請求をする者が、同時に国民年金法附則第九条の三の二の規定により同法による脱退一時金の請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、その者に係る法附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に関する事務は、法第二条の五第一項第一号に定める者が行う。

附則第二項から第四項までの規定中「第四条の二」を「第四条の二の十六」に改める。

附則第三及び別表第四を削る。

（国民年金法施行令の一部改正）

第二条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「一の」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に限る。）のみを有する者（第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のみを有する者にあつては、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のうちに一の」に、「又は法第十二条第六項に規定する私学教職員共済制度の加入者（以下単に「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた期間のみを有する者」を「のみを有する者」に改め、「含む」の下に「。」に限る」を加え、同項第二号中「私学教職員共済制度の加入者であつた間に初診日」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下この号及び第二条第二項において「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた間に初診日」に、「限る。）及び」を「限る。）」に改め、「支給される障害基礎年金」の下に「その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める障害基礎年金」を加え、「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改め、同項に次の一号を加える。

五　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十四第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（厚生労働大臣を除く。）が受理及び事実についての審査に関する事務を行うものとされた同令第四条の二の十四第一項に規定する申請等に併せて行われる法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申出及び届出（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）の受理及び当該申請等に係る事実についての審査に関する事務

第一条第二項中「前項第一号」の下に「、第二号又は第五号」を加える。

第一条の二第四号イ中「（昭和二十九年法律第百十五号）」及び「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし加入者期間」を削り、同号ハ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）、平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同号ニ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「遺族共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」に改め、同条第五号イ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同号ロ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「遺族共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」に改める。